

別紙 4 事業者等が付保する保険

1. 建設期間中の保険（第 19 条）

（1）建設工事保険等

事業者は、建設工事保険又は組立保険又は土木工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）に加入することを要する。

1) 付保の条件

保 険 の 対 象：本件施設の建設工事
保 険 期 間：工事着工時から工事完成引渡しまでの全期間
被 保 険 者：支出負担行為担当官
保 険 金 額：工事完成価格（消費税を含む。）
補償する損害：水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

（2）請負業者賠償責任保険

事業者は、請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）に加入することを要する。

1) 付保の条件

保 険 の 対 象：本件施設の建設工事
保 険 期 間：工事着工時から工事完成引渡しまでの全期間
被 保 険 者：支出負担行為担当官
てん補限度額：対人 1 億円 / 1 名以上かつ 10 億円 / 1 事故以上、対物 1 億円 / 1 事故以上とする。
補償する損害：工事遂行に伴って派生した第三者に対する対人・対物賠償損害

2. 維持管理期間中の保険（第 46 条）

第三者賠償責任保険

事業者は、維持管理業務開始時から事業契約終了時までの全期間において第三者賠償責任保険に加入することを要する。